

特定非営利活動法人ReBit 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は特定非営利活動法人ReBit（以下、「本法人」という。）の定款第18条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 本法人の役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

(報酬の額の決定)

第3条 役員の報酬額は、別表に定める金額の範囲内とする。

2 本法人は、理事会の決議を経て、前項の規程の範囲内で、役員の報酬の額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 常勤理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 監事への報酬は、必要の都度支払うことができるものとする。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は2019年3月1日から施行する。

附則 この規程は2025年3月11日から施行する。

別表

内容	年額
常勤理事の報酬額	1200万円以内
監事の報酬額	50万円以内